

春日井市不妊治療費助成事業 Q&A

1	どのような制度ですか。	保険診療で受けた体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療に併せて実施した「先進医療」にかかった費用について助成を行う制度です。 全ての治療を自己負担で実施した場合は、「先進医療」を実施したとしても対象外です。 令和8年4月1日以降に実施した先進医療に要した費用が対象です。
2	対象となる「先進医療」とはどのようなものですか。	先進医療として実施する技術、医療機関は決まっています。 厚生労働省のホームページでご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan02.html 治療等の詳細については、各医療機関にご相談ください。
3	年齢や助成回数の制限はありますか。	保険診療として実施される治療の条件に準じます。保険診療で実施される治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満が対象になります。 治療を開始した日時点で42歳であれば、治療中に43歳になっても対象になります。
4	所得制限はありますか。	ありません。
5	助成金額はいくらですか。	保険診療で実施した生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して実施した先進医療に要した費用の総額に、10分の7を乗じた額（1,000円未満切り捨て）もしくは5万円（上限額）の、いずれか低い方の金額を助成します。 先進医療に要した費用の総額は、医療機関で証明された「不妊治療費助成金に係る受診等証明書」（第2号様式）に記載されています。 （例）先進医療の費用の総額が65,000円だった場合 $65,000 \times 7/10 = 45,500$ 円 → <u>45,000 円</u>（1,000円未満切り捨て） （例）先進医療の費用の総額が130,000円だった場合 $130,000 \times 7/10 = 91,000$ 円 → <u>50,000 円</u>（上限額5万円のため）
6	申請日はどの時点の日付になりますか。	電子申請の場合、システムのサーバーにデータが到達した日（送信完了した日）を申請日とします。 窓口申請の場合、必要書類が窓口に出された日を申請日とします。 なお、申請期限の直前に申請される場合は、通信エラーやシステムの反映時間を考慮し、余裕をもった早めの送信をお願いします。
7	申請者は夫婦のどちらにすれば良いですか。	春日井市に住民票を有する方であれば、夫婦のどちらが申請者であってもかまいません。夫婦で住所が異なる場合は、春日井市に住民票を有する方を申請者にしてください。

8	「一連の治療」とは何ですか。	医師が「治療計画」を作成した日から採卵、体外受精、顕微授精、胚移植、妊娠確認に至るまでの一連の過程、または医師の判断に基づき、不妊治療の中止を判断した日までの一連の過程です。
9	「治療開始日」とはいつですか。	医師が「治療計画」を作成した日です。
10	「治療終了日」とはいつですか。	今回の不妊治療の妊娠を判定した日または医師の判断に基づき、今回の不妊治療の中止を判断した日です。
11	申請期限はいつですか。	一連の治療過程の終了した日の翌日から起算して1年以内の日までに申請してください。 (例) 令和8年11月15日に一連の治療が終了した場合は、令和9年11月15日が申請期限となります。
12	他の自治体で同様の助成を受けましたが、申請できますか。	今回の治療について、他の自治体で、すでに助成を受けた場合、二重に申請することはできません。
13	夫婦が別世帯(別居)の場合、申請できますか。	申請日時点において、夫婦の両方またはいずれか一方が春日井市に住民票を有すれば、夫婦別居の場合でも申請可能です。 夫婦が別世帯(別居)の場合、①夫婦であることを証明できる書類「戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)」②住所地を証明する書類「市外にお住まいの方の住民票の写し」の提出が必要となります。
14	戸籍謄本、住民票の写しは、いつのものでも良いのですか。	戸籍謄本、住民票の写しは、申請日から3か月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。
15	“夫婦が同世帯でない方”とは、どのような場合ですか。	単身赴任など、夫婦で住民票が別世帯の場合などが該当します。
16	事実婚夫婦の場合、申請できますか。	申請日時点において、夫婦の両方または一方が春日井市に住民票を有すれば、事実婚夫婦の方も申請可能です。 事実婚の場合、①重婚でないか確認できる書類「それぞれの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)」②同世帯であるか証明できる書類「住民票の写し」(住民票で事実婚関係が確認できるかたは不要です)③「事実婚関係に関する申立書」(様式第3号)の提出が必要となります。 ※事実婚夫婦で別世帯の場合は、「事実婚関係に関する申立書」(様式第3号)に別世帯になっている理由の記載が必要です。

17	事実婚夫婦で“公簿で事実婚関係が確認できる”とはどういうことですか。	住民登録時に事実婚である申し出をし、住民票の続柄が夫（未届）、妻（未届）の確認ができる状態等が該当します。
18	夫婦が外国籍の場合、申請できますか。	申請日時点において、夫婦の両方またはいずれか一方が春日井市に住民票があれば、外国籍の夫婦の方も申請できます。その国の婚姻関係を確認できる書類の提出が必要になります。（住民登録時に婚姻関係を確認できる書類を提出しており、住民票で確認できる場合は省略ができます。）
19	振込先の金融機関の口座名義は誰でも良いですか。	第1号様式の申請者の名義の金融機関口座を指定してください。
20	高額療養費制度を使ってもこの助成は受けられますか。	高額療養費制度を利用されても、申請できます。高額療養費制度については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。
21	この助成を受けても、医療費控除は受けられますか。	医療費控除については、管轄する税務署にお問い合わせください。
22	申請書類に不備があった場合は、どうなりますか。	電話、郵送、またはメールで書類に不備があった旨を連絡します。提出期限を定めて必要書類の再提出を依頼しますので、速やかに提出してください。期限を過ぎて提出が確認できない場合は、申請を却下する場合がありますのでご了承ください。

